

〈対策のポイント〉

持続可能性・合法性のある木材利用を促進するため、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じた、生産国における合法木材等の流通体制構築に向けた実証的な取組等を支援します。

〈政策目標〉

事業終了後（平成36年度末）から3年以内に、ITTO加盟国のうちの10箇所以上において、合法木材等の流通体制構築に関連する具体的な取組（能力開発、制度改善、評価制度の導入等）が実施され、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく登録木材関連事業者が取り扱う木材のうち、合法性が確認された木材の割合の増加を目指します。

＜事業の内容＞

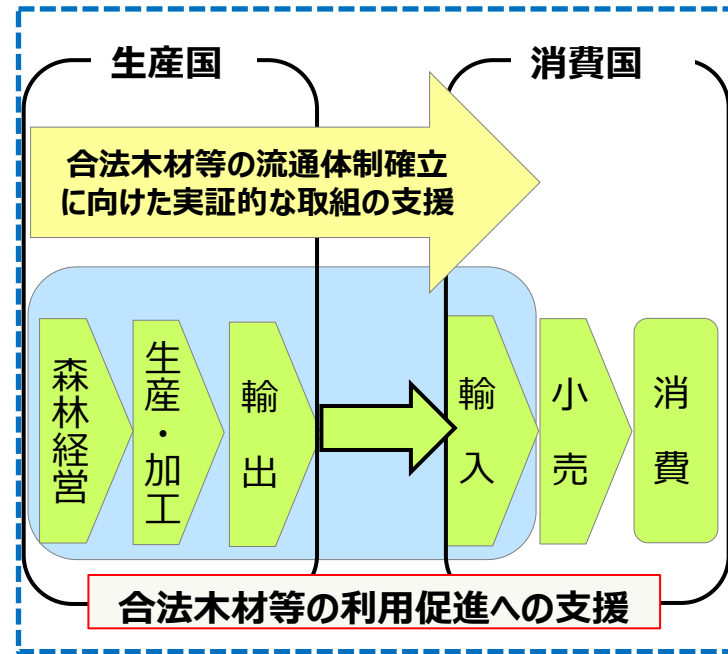
＜事業イメージ＞

1. 背景・課題

- 世界第3位の熱帯木材輸入国であり熱帯木材に依存する我が国は、熱帯木材の持続可能な生産・流通の確保を目的とする国際熱帯木材機関（ITTO）を、資金面・人材面で、設立以来支援してきました。
- 平成27年11月のITTOの投資損失問題の発生を受け、プロジェクトへの拠出を凍結してきましたが、
 - ①その後、ITTOでは、全加盟国が参加する理事会（平成28年11月）で再発防止策が決定され、刷新された事務局のもと、それらが実施されていること、
 - ②我が国以外の拠出国（米国・EU・中国・韓国等）は拠出を継続ないし再開しており、我が国に対しては事務局、各生産国、更には他のドナー国からも拠出再開への期待が非常に大きく、我が国がITTOの活動で主導的な役割を果たすために必要なこと、
 - ③特に、我が国では、平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が施行され、我が国輸入業者等にとって、生産国における合法性の確認が課題となっており、ITTOを通じて生産国に合法木材を追跡する仕組みを早急に定着させることが必要なこと、
 から、再びプロジェクトへの拠出を行い、生産国における合法木材等の流通体制構築に向けた実証的な取組等を支援します。

2. 事業の内容

- ① **合法木材等の流通体制構築に向けた実証的な取組の支援 69（-）百万円**
 生産国における、合法木材等の流通体制構築に係るワークショップ開催、合法性等の情報伝達等の実証的な取組支援、政府機関のOJTや市場関係者へのセミナーを通じた能力開発等を支援します。
- ② **合法木材等の利用促進の支援 7（-）百万円**
 持続可能性・合法性のある木材利用の重要性の認知度向上や普及の取組を支援します。



〈事業の流れ〉



【お問い合わせ先】 (1) 大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)
 (2) 林野庁木材利用課 (03-3502-8063)